

## 地 域 再 生 計 画

- 1 地域再生計画の名称  
未来へつなごう『ふるさとアーカイブス』創生事業
- 2 地域再生計画の作成主体の名称  
長野県小県郡長和町
- 3 地域再生計画の区域  
長野県小県郡長和町の区域の一部（和田地区）
- 4 地域再生の計画の目標

長和町は、平成 17 年 10 月に旧長門町と旧和田村が合併して誕生した。

長野県のほぼ中央、小県郡の南部に位置し、総面積 1 8 3 , 9 5 k m<sup>2</sup>、周囲を山に囲まれた自然豊かな町である。

長和町は中山道の重要な宿場町として繁栄してきたため、長久保宿と和田宿には歴史的な文化財が多数残されている。また、古くは旧石器・縄文時代の黒耀石流通の一大拠点として考古学、地質学的にも重要な埋蔵文化財が多く存在している。

しかし、歴史的な文化財の保存については、一部保存施設はあるものの、現状では多くが個人保管に頼っており、住居の建て替えや継承者の高齢化などによって個人での管理が難しい状況となりつつある。

一方、長和町は、旧長門町と旧和田村が合併して誕生した町であるが、合併以前の汚水処理事業については個々の行政区域の枠組みにより行われていたため、合併により同一行政区に農業集落排水事業（和田地区）と特定環境保全公共下水道事業（長門処理区）が近接する状況になった。さらに、各地区では過疎化対策として住環境の整備にも努めてきたが、近年の過疎化・少子高齢化により処理区域内人口の減少が著しく、各処理場の維持を図るためには、使用料金の値上げを検討せざるを得ない状況となっている。

このような背景のもと、本町としては、下水道法に基づく事業認可（4 条）を得たうえで、2 箇所の処理場（長門町水処理センター、クリーンハート和田）を旧長門町の 1 箇所に集約することにより、維持管理経費を削減し、使用料金の据え置きを図ることとした。

これに伴い不要となる和田地区の処理場について活用策を検討した結果、歴史的な文化財の保存施設に対する要望が多いこと、当該施設用地が合併 2 ヶ

町村の接点となる位置に所在し、両地域融和のシンボルとなり得ること等から、両地域の埋蔵文化財並びに有形・無形の歴史資料の収集・保管及びその研究・活用のための施設機能の改修整備を図り、その有効活用を図ることにより、地域融合を基本方針とする文化的な生活環境の改善及び地域産業の活性化を目指すこととする。

(目標1) 地域文化の継承、観光事業の促進

潜在する地域資源情報の再発掘、収集により『ふるさとアーカイブス』を創生し、文化・観光の拠点を形成。

(地域に潜在する古民具、古文書など1万点を収容。)

(目標2) 生涯学習の促進、地域コミュニティの創生

石器や土器、また古民具や古文書などの地域の歴史・文化の研究を通じ、世代を越えたコミュニティの創生、充実した生活環境づくりを目指す。

「ふるさと学園」・「ふるさと探検隊」・「町民大学」等各種生涯学習講座の開催

(平成17年度564人 平成22年度700人)

(目標3) 汚水処理原価の低減

処理場統合により維持管理費の低減を図り、和田地区の汚水処理原価を平成18年度比60%に低減。

(平成18年206円/m<sup>3</sup> 平成22年124円/m<sup>3</sup>)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体計画

町村合併前は各行政区域で汚水処理を実施していたため、農業集落排水の和田処理区と特定環境保全公共下水道の長門処理区は河川を挟み近接している一方、各汚水処理施設については、人口の減少や節水傾向により、当初計画の処理水量を下回り、余裕が生じていることから、今回の町村合併を機に、下水道法に基づく事業認可(4条)を得たうえで、農業集落排水処理施設の統廃合を実施して維持管理費の低減を図り、より効率的な事業を目指す。

また、統廃合により不要となる農業集落排水の処理施設は、旧石器・縄文時代には黒曜石の原産地として、江戸時代には中山道の重要な宿場として栄えた当地に眠る歴史的財産の発掘・保管・展示・研究が行え、「教育・文化」、「地域コミュニティ」及び「観光」の拠点となる施設として再活用し、地域

の活性化を目指す。

## 5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

### 農林水産関係補助対象施設の有効活用【A1001】

〔農村活性化住環境整備事業（処理有）〕

#### （補助対象施設の現状）

農業集落排水事業は、農業用水の水質改善を目的として、平成 4 年度より実施したが、供用開始から 6 年以上が経過し、平成 16 年度末には接続率が約 70% に達し、水質改善の効果も発揮されている。

しかし、当地域は近年の過疎化・少子高齢化などの要因もあり、人口減少が著しく、事業計画当時の計画区域内人口 2,397 人に対し、平成 18 年度では 2,052 人となっていること、平成 16 年度末の処理実績では、処理人口が 1,547 人となっていること等から、今後も利用の減少が見込まれているところである。

また、町村合併により同一行政区に近接する状況となった特定環境保全公共下水道についても、過去 10 ヶ年で約 400 人の人口減少を示すなど、平成 9 年以降の人口減少により処理能力に余裕が生じており、汚水処理施設の統合が可能な状況である。

#### （転用の必要性）

本町には、旧石器・縄文時代の土器や石器などの埋蔵文化財、また江戸時代の古文書や民具をはじめとする多種多様な歴史的文化財も存在しているが、これらの資料を収容する公的施設が不足しており、数万点にもおよぶと推測される歴史的資料は個人宅に眠っているのが現状である。近年では、特に住居の建て替えや継承者の高齢化などによって、個人に委ねられてきたそれら歴史的文化財の管理が難しくなっており、地域の貴重な知的共有財産として公的な管理が求められている。

また、個人個人の愛着のある歴史的文化財の公的管理を進めるに当たっては、それらの保管場所の選定が重要である。

統廃合が検討されている和田地区の農業集落排水の処理施設は、このような問題を抱えている旧長門町・旧和田村地域が接する、新生長和町の中央に位置しており、当該施設の立地条件は、「ふるさとアーカイブス」の保存館として、町民にとって身近でありながら、新しい町の融和を示すシンボリックな意味合いを持つと考えられる。

このようなことから、当該施設については、「ふるさとアーカイブス」として、このままでは消失しかねない歴史的・文化的遺産を広く保護・保

管するとともに、その意義を一般に公開するための展示、研究や学習への参加の場として活用することによる教育・文化への貢献、世代を超えた地域コミュニティの創生、観光事業の促進など、多角的な視点から地域振興を図る拠点とする必要がある。

#### （転用の相手方）

汚水処理施設の土木・建築施設は、長和町教育委員会が運営する施設とする。

管路施設は、長和町建設課が公共下水道として利活用する。

#### （転用の形態）

汚水処理施設の土木・建築施設は、長和町教育委員会へ移転する。

管路施設は、長和町建設課へ移転する。

なお、機械・電気設備については出来る限り転用利用を行うが、仕様に合わない設備については廃止し、廃止される設備の残存簿価に対する補助金相当額を返還する。

#### （転用後の施設の目的）

転用後の汚水処理施設については、埋蔵文化財資料をはじめ、有形・無形の歴史的文化財の保存・保護、展示・研究のための施設として有効活用する。

アーカイブスに潜在する地域資源情報の再発掘によって、かつての黒耀石流通の一大拠点、中山道の重要な宿場として全国からの人々が訪れ、賑わいを見せた「ふるさと再生」の拠点とする。

悠久の石器時代から、今日の生活景観として色濃く残る中山道、そして近現代の文化資産を中心とし、また、当地域の自然や独特の風土等のコンテンツも含めた有形・無形の情報を収集する「アーカイブス」事業を創生する。

古文書研究などに取り組んでいる地域ボランティア団体などの活動拠点となり、広く資料調査・研究会への参画を呼びかけることによって、町外からの移住者と地元住民との「交流の促進」や、後継者育成を視野に入れた「世代を超えたコミュニティ」の創生の場を創出する。ふるさとの歴史を学び、その特色を活かした地場産業・街づくりの研究など、若い人からお年寄りまでが身近なテーマを通じて参加できる「生涯学習の拠点」とする。

(利用計画等)

汚水処理施設の土木・建築施設については、建物内部を改築して学習室、作業室、保管室、閲覧室、展示室、事務室等を設置し、地域に潜在する地域資源情報の保存・展示・研究のための施設に再生する。

機械設備、電気設備については、長門町水処理センターにて転用利用するが、仕様に合わない設備については廃止し、廃止される設備の残存簿価に対する補助金相当額を返還する。

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

(1) 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

支援措置の番号及び名称

【番号】C0401

【名称】公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

当該支援措置を受けようとする者

長野県小県郡長和町

繰上償還を不要とする地方債の資金区分等

(簡易生命保険資金)

借入対象事業	借入資金名	借入先	借入金額	借入年月日	償還方法等	償還期限	平成18年度未現在高	借用証書記番号	借入年度
過疎債	簡易生命保険資金	日本郵政公社(旧郵政省)	31,400,000	平成7年5月25日	半年賦元利均等償還	平成19年3月31日	0	長11第210530号	平成6年度
			86,700,000	平成8年5月23日		平成20年3月31日	10,982,470	長11第215300号	平成7年度
			65,300,000	平成9年5月29日		平成21年3月31日	15,850,298	長11第221840号	平成8年度
計			183,400,000				26,832,768		

(旧資金運用部資金)

借入対象事業	借入資金名	借入先	借入金額	借入年月日	償還方法等	償還期限	平成18年度未現在高	借用証書記番号	借入年度
過疎債	旧資金運用部資金	旧資金運用部	101,800,000	平成10年5月25日	半年賦元利均等償還	平成22年3月25日	35,978,159	第09001号	平成9年度
			53,000,000	平成11年5月25日		平成23年3月25日	24,554,772	第10001号	平成10年度
			60,100,000	平成12年5月26日		平成24年3月25日	34,712,532	第11002号	平成11年度
農業集落排水事業債	旧資金運用部資金	旧資金運用部	20,500,000	平成7年5月26日	半年賦元利均等償還	平成37年3月25日	16,566,099	第06001号	平成6年度
			58,000,000	平成8年5月27日		平成38年3月25日	48,171,180	第07001号	平成7年度
			65,000,000	平成9年5月26日		平成39年3月25日	55,125,042	第08001号	平成8年度
			111,100,000	平成10年5月25日		平成40年3月25日	96,819,943	第09002号	平成9年度
			173,900,000	平成11年12月24日		平成41年9月25日	160,305,688	第10003号	平成10年度
			40,000,000	平成12年5月26日		平成42年3月25日	37,480,484	第10003号	平成11年度
計			683,400,000				509,713,899		

(公営企業金融公庫)

借入対象事業	借入資金名	借入先	借入金額	借入年月日	償還方法等	償還期限	平成18年度未現在高	借用証書記番号	借入年度
農業集落排水事業債	公営企業金融公庫	公営企業金融公庫	8,900,000	平成7年5月30日	半年賦元利均等償還	平成35年3月20日	6,978,376	H07-140-4052-0	平成6年度
			2,000,000	平成7年5月30日		平成35年3月20日	1,566,150	H07-140-4053-0	平成6年度
			22,400,000	平成8年5月20日		平成36年3月20日	18,134,013	H08-140-3388-0	平成7年度
			6,300,000	平成8年5月20日		平成36年3月20日	5,100,193	H08-140-3389-0	平成7年度
農業集落排水事業債	公営企業金融公庫	公営企業金融公庫	19,800,000	平成9年5月23日	半年賦元利均等償還	平成37年3月20日	16,452,599	H09-140-2831-0	平成8年度
			10,900,000	平成9年5月23日		平成37年3月20日	9,057,240	H09-140-2832-0	平成8年度
			37,100,000	平成10年5月20日		平成38年3月20日	31,858,292	H10-140-2991-0	平成9年度
			8,000,000	平成10年5月20日		平成38年3月20日	6,863,892	H10-140-2992-0	平成9年度
			48,300,000	平成11年5月20日		平成39年3月20日	43,070,019	H11-140-3037-0	平成10年度
			17,600,000	平成11年5月20日		平成39年3月20日	15,684,059	H11-140-3038-0	平成10年度
			25,200,000	平成11年12月10日		平成39年9月20日	23,009,728	H11-140-6707-0	平成10年度
			10,800,000	平成12年5月19日		平成40年3月20日	10,044,522	H12-140-3022-0	平成11年度
			9,500,000	平成12年5月19日		平成40年3月20日	8,835,460	H12-140-3023-0	平成11年度
			9,200,000	平成13年5月8日		平成41年3月20日	8,858,372	H13-140-2685-0	平成12年度
7,800,000	平成13年5月8日	平成41年3月20日	7,508,686	H13-140-2686-0	平成12年度				
12,700,000	平成14年5月10日	平成42年3月20日	12,700,000	H14-140-2301-0	平成13年度				
計			256,500,000				225,721,601		

(財政融資資金)

借入対象事業	借入資金名	借入先	借入金額	借入年月日	償還方法等	償還期限	平成18年度未現在高	借用証書記番号	借入年度
過疎債	財政融資資金	財政融資資金	52,500,000	平成13年5月25日	半年賦元利均等償還	平成25年3月25日	35,829,677	第12002号	平成12年度
			27,600,000	平成14年12月26日		平成26年9月25日	23,136,618	第13005号	平成14年度
農業集落排水事業債			35,600,000	平成13年5月25日		平成43年3月25日	34,431,595	第12003号	平成12年度
			26,000,000	平成14年5月20日		平成44年3月25日	26,000,000	第13002号	平成13年度
計			141,700,000				119,397,890		

合計			1,265,000,000				881,666,158		
----	--	--	---------------	--	--	--	-------------	--	--

## 事業の概要

町村合併に伴い、汚水処理事業の適正化、並びに維持管理経費の削減を目指して汚水処理事業を見直したところ、近年の人口減少を受けて、それぞれの旧行政区域で実施されていた「公共下水道事業の処理場」及び「農業集落排水事業の処理場」の2処理場の集約が可能と判断された。

そのため、不要となる農業集落排水事業の汚水処理場の転用を可能とし、両地域の埋蔵文化財並びに有形・無形の歴史資料の収集・保管及びその研究・活用のための施設『ふるさとアーカイブス』として施設機能の改修整備を図り、その有効活用によって、地域融合を基本方針とする文化的な生活環境の改善、地域産業の活性化を目指す。

具体的には、潜在する地域資源情報の収集・再発掘により、かつての黒耀石流通の一大拠点、また中山道の重要な宿場として全国からの人々が訪れ賑わいを見せた「ふるさと再生」の拠点として整備し「地域文化の継承」「観光事業の促進」を図る。また、古文書研究などに取り組んでいる地域ボランティア団体などの活動拠点とし、地域の歴史・文化の研究を通じ町外からの移住者と地元住民との「交流の促進」や「世代を越えたコミュニティ」の場を創出するとともに、ふるさとの歴史を学び、その特色を活かした地場産業・街づくりの研究など、若い人からお年寄りまでが身近なテーマを通じて参加できる「生涯学習」の拠点として、地域の活性化並びに地域再生を実現する。

転用後の施設については、町教育委員会が運営する施設とする。

転用のうえ新たに整備する施設の明細表

旧施設名	新たに整備する事業施設名
旧農業集落排水事業 汚水処理場 (クリーンハート和田)	汚水処理施設の建物内部を改築して学習室、作業室、保管室、閲覧室、展示室、事務室等を作り、地域に潜在する地域資源情報の保存・展示・研究のための施設整備を行う

## 支援措置に係る必要な手続き

貸し手である日本郵政公社に対して「取得財産処分等承認申請書」を、財務大臣に対して「取得財産等の処分行為承認申請書」を提出する。

5 - 3 - 2 基本方針に基づく支援処置によらない独自の取り組み  
【明治大学との官学共同による社会連携事業】

長和町には、百箇所を越える遺跡があり、中でも、霧ヶ峰高原の一角を占める星糞峠や和田峠周辺は、本州最大規模の良質な黒耀石の原産地として知られ、平成5年に発見された縄文時代の黒耀石「採掘跡」は、現時点で世界最古の鉱山と言われ、平成13年に国の史跡に指定されている。

このため、古くから旧長門町教育委員会と明治大学の間で、官学共同の調査が行われてきた。

本社会連携事業は、従来からの研究をさらに発展させ、

- (1) 黒耀石原産地と遺跡に関する研究プロジェクトの実施  
(鷹山遺跡群の体系的発掘調査の実施と国史跡全面登録への支援)
- (2) 長和町町民大学(仮称)の開校  
(長和町民を対象とした生涯学習プログラム)
- (3) 文化財資源の発掘・活用プロジェクトの実施  
(明治大学学部生・大学院生を対象とした教育プログラム)

等を行うこととして、昭和59年に本町と明治大学で事業の実施協定を結んだものである。

6 計画期間

認定の日から平成23年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については計画終了後に本町において必要な調査を行い、評価することとし、本計画の有効性を検証するとともに、その後の施策の改善に反映させることとする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし